

道路法令関係Q&A

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の

一部を改正する法律について

道路局路政課

〈道路局路政課の先輩係員ダイスケ、後輩係員やすおのお昼休みの一コマ〉

やすお 先輩、お昼はまた下の売店のお弁当ですか？ せっかく道路局が関係する四本の法律が国会で可決されたんだから、たまには外にお昼に連れて行ってくださいよぉ。ここ半年くらい、法案の作業でお昼はお弁当ばかり、飽きちゃいました。うう、お日様の下に、出たぁい……。

ダイスケ 法改正作業はご苦労だったね。わかったわかった、今度ナオコ係長の目を盗んで美味しいものを食べに行こう。そう言えばやすお君、最近バイクを買ったんだって？ 休みの日はお日様の下でかっ飛ばしているんじゃない？

やすお いや、雨が降ったりで、それもままならないですよ。あ、でも、今度神戸までバイクで帰ってみようと思っています。東名〓名神に乗って。そうだ、第二東名って、ちゃんとでき

るのかなあ？ 新聞紙上ではいろいろ書かれてますが。

ダイスケ おいおい、そこらへん、まさに今国会で成立した「高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」で審議されたじゃないか。法改正の内容、ちゃんと憶えている？

やすお もちろん憶えていますよ！ 今回の法改正は、特殊法人改革の一環で、日本道路公団の民営化をにらんだ改正ですよ。ええっと、確か、日本道路公団に代わる新たな会社による高速自動車国道の整備を補完するために、国と地方の費用負担による新たな直轄事業方式を導入したんですよ。具体的な負担割合は、高速自動車国道の新設、改築について、国が四分の三、都道府県又は指定市が四分の一。でも、北海道は国が一〇分の八・五、沖縄は一〇分の九・五って、政令で決めたんですよ。あ、でも、今までは高速自動車国道は日本道路公団が料金収入

で作っていたから、都道府県の負担はなかったんですよ。都道府県は急に負担が増えちゃって、大丈夫なんでしょうか？

ダイスケ こらこら、これも国会でよく質問されたでしょう？ まず、今回は、新たな地方負担の導入を踏まえて、高速自動車国道の整備計画策定段階で都道府県の意見を聴かなければならない、という規定を設けたんだ。さらに、今回の法改正の中には直接出てこないんだけど、別途自動車重量譲与税の譲与割合を四分の一から三分の一に引き上げて、市町村の自動車重量譲与税を約九三〇億円増加させる。併せて地方道路譲与税の都道府県と市町村の配分割合を見直して、最終的に都道府県が約四五〇億円、市町村が約四八〇億円の財源増になっているんだ。こうやって地方財政にも配慮しているんだよ。

やすお そうか、確か、新直轄方式は総額三兆円、平年度ベースで毎年二、〇〇〇億円を別途って言ってましたよね。毎年度の事業費二、〇〇〇億円のうち、都道府県の負担はその四分の一だから、約五〇〇億円。後進地特例等も考慮すると、トータルでその負担に見合う財源移譲がなされている、ってことですね。

ダイスケ そうそう。法改正の中身だけじゃなく、関連する制度改正全体の枠組みを理解するよう

にしくちやね。

やすお でも、実際、どこの高速自動車国道を整備するんですか？ 第二東名、できるんですかねえ。

ダイスケ 新直轄方式でどこを整備するかは、実際まだ決まっていないんだ。これから、夏以降に予定されている国土開発幹線自動車道建設会議の場で議論されることになっている。そこで具体的なことが決定されることになるんだ。

やすお でも、今回の新直轄方式は、日本道路公団の民営化を視野に入れて導入されたんでしょ？ つてことはやはり、整備の必要性は高いけれど、採算性等を考えると新たな会社ができそうもないところを補う、つてことになるんじゃないか。

ダイスケ そうだね。法案審議を通じていろいろなことが議論されたけど、高速自動車国道整備についての関心は、とつても高い。参議院国土交通委員会でも、民主党等の提案で、高速自動車国道の早期整備の必要性などを内容とする附帯決議が議決されたんだ（別添）。まあ、でも、民営化に関して言えば、まさにこれから制度設計を煮詰めていくところ。具体的な法案化も含めて、これからの検討がとつても重要なんだよ。

やすお そうか、うーん、これから一年間、また

制度設計や法案の検討で、たいへんなんだなあ。

そうだ、やつぱり今のうちに美味しいものを食べて、精力をつけなくっちゃ！ 先輩、外メシに行つてパワーつけましようよお。

ダイスケ わかったわかった。たまには気分転換に、日比谷公園にでも行つてみようか。

やすお 日比谷公園、すぐ近くにあるのに、僕行くの初めてですよ。都会のサラリーマンになつたつて気がしますねえ！

別添

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年四月二十四日

参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 高速自動車国道について、真に必要なものは有料道路方式及び新直轄方式の二つの整備スキームを活用することにより、早期に整備を進めること。

二 有料道路方式を活用した建設スキームについて制度設計を行うに当たつては、債務の確実な返済を確保した上で、道路料金収入を適切に活用することにより、真に必要な高速道路がより少ない財政負担で早期かつ確実に整備されるよう配慮すること。

三 国民共有の財産である高速道路ネットワークについては、他の道路と一体となつて機能するものであり、適切に計画・整備・管理すること。